

お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービス

市では市内に住む65歳以上の高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や生活支援など、さまざまなサービスを実施しています。本人の健康状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

費用／事業費の1割を負担

※6か月で14日以内。

●住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します(介護保険での住宅改修が優先)。

助成額／対象改修費の2分の1(限度額180,000円)

※事前に申請が必要。

●紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで、常時失禁状態にある要介護度が重い高齢者に、紙おむつを給付します。

給付枚数／年間270枚〜540枚(所得状況、要介護度に応じて枚数が異なります)

※医療機関に入院、または介護保険施設に在所している場合(短期含む)は除く。

介護予防など

●認知症家族交流会

認知症の人を介護する家族が集まり、介護体験や日ごろの悩みを話し合い、情報交換や交流

を行います。
費用／無料

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を身に付け、認知症の人やその家族を温かく見守る方法を学びます。市内在住・在勤の10人以上のグループで、1か月前までに申し込みしてください。

費用／無料

●介護予防サポーター養成講座

講座を通して、運動・栄養・口腔・認知症などの介護予防に関する知識が学べます。

費用／無料

※5回1コース。

●あさび〜☆きらり体操

5人以上のグループで、自宅から通える範囲の場所に定期的集まり、筋力トレーニングなどをを行う場合、リハビリ専門職や介護予防サポーターが、活動を支援します。

問い合わせ先

●生活支援

高齢者福祉課高齢者班

☎62・53350

●介護予防など

地域包括支援センター

(高齢者福祉課高齢者班内)

☎62・54333

生活支援

●はり・きゅう・マッサージなどの利用助成事業

70歳以上の高齢者に、はり・きゅう・マッサージ・指圧にかかる費用の一部を助成します。助成額／1回当たり1,000円(年間12枚)

※市に登録された業者を利用した場合のみ。

●緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯に、緊急事態に備え24時間体制で対応できる、緊急通報装置を貸与します。

費用／所得税額によって一部負担あり(1か月当たり0〜3,086円)

※緊急時に駆け付ける人の事前

登録が必要。

※働いている人や、別棟や隣家に身内が居住している場合は対象外。

●外出支援サービス事業

公共の交通機関やタクシーなどの利用が困難な高齢者や、身体障害者1〜3級で下肢の不自由な40歳以上の人が、市内の医療機関などの送迎に、週1回利用できます。安全を確保するために介護者の同乗が必要です。

費用／片道300円(市民税非課税世帯は100円)

※車椅子、ストレッチャー利用の人に限り。

●家族介護支援金

自宅で常に寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5と認定され、日常生活自立度が

B2以上の人と同居している介護者に、支援金を支給します。支給額／月額12,000円

※医療機関に入院、または介護保険施設に在所している場合(短期含む)は除く。

※世帯全員に介護保険料や市税などの滞納がないこと。

※市民税非課税世帯、または市民税所得割非課税世帯に属すること。

●配食サービス事業

老化や傷病などにより、調理が困難となった一人暮らしなどの高齢者に昼食を届け、併せて安否の確認を行います。

費用／1食300円

※週3回以内。

●生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高

齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行います。